

平成27年(2015年)6月30日
建設委員会資料
都市基盤部道路・公園管理担当

(第60号議案)

特別区道路線の認定について

道路法に基づき、下記のとおり、特別区道路線の認定(以下「路線認定」という。)を行う。

記

1. 路線認定の理由

本路線は、特別区道路線と特別区道路線を結ぶ道路であり、区の特別区道認定基準に適合しているので、特別区道路線として認定する。

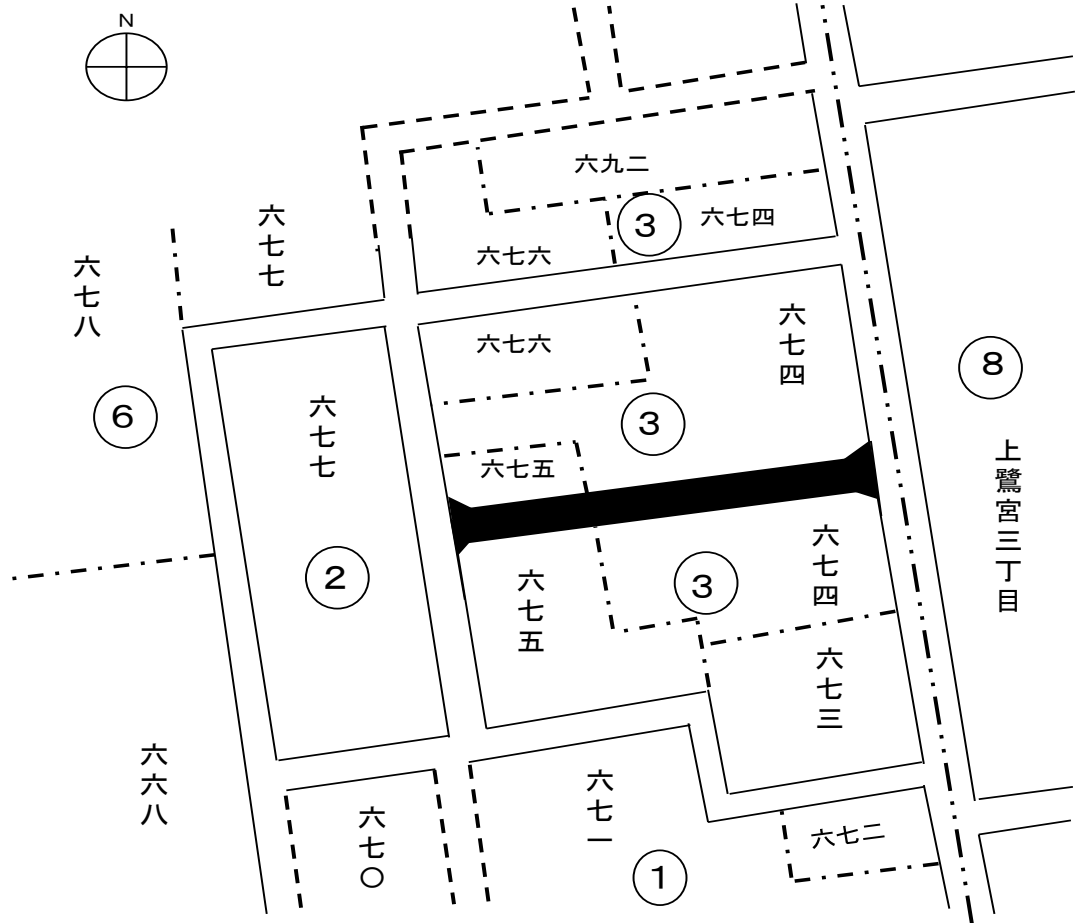
2. 路線認定の対象路線

- | | | |
|---|------|--|
| ① | 路線番号 | 45-990 |
| ② | 位 置 | 起点 中野区上鷺宮四丁目674番11
終点 中野区上鷺宮四丁目674番11 |
| ③ | 延 長 | 51.14m |
| ④ | 幅 員 | 4.00m~4.13m |

3. 路線認定後の管理

道路法に基づき区が管理を行う。

中野区上鷺宮四丁目地内略図



凡 例

	特 別 区 道
	区 有 通 路
	私 道
	地 番 界
	町 丁 界
	認 定 す る 路 線